

板橋区特別養護老人ホーム入所指針等改正（令和3年1月1日付）に係るQ&A

Q 1 なぜ有効期限を設定したのか。

A 区内特別養護老人ホームでは、入所希望者に空床が出た旨ご連絡をしても、ご本人やご家族と連絡が取れなくなっていたり、既に他の施設に入っている等により入所の意思が無くなっていたりするケースがあり、入所が必要な方へご連絡ができるまで時間がかかってしまうことがあります。そのようなケースを最小限にし、入所が必要な方がよりスムーズに案内を受けられるよう、申込書に有効期限を設定することといたしました。

Q 2 令和2年12月31日までに申込みをした入所希望者は、有効期限が適用されるか。

A 適用されます。

令和2年12月31日までに申込みをした方の有効期限は、令和3年12月31日とさせていただきます。期限後も継続して入所を希望する場合は、令和3年10月1日～12月31日までに、入所申込書を施設へ提出し再申請してください。令和2年12月31日までに申込みをした方にのみ、令和3年10月頃に施設から再申請のお知らせをいたします。

※令和3年1月1日以降に申込みをした方に対しては、再申請のお知らせはいたしません。（Q4回答のとおり）

Q 3 再申請をしないまま有効期限を過ぎた場合はどうなるか。

A 申込みを取下げたとみなし、待機者名簿から削除されます。

ただし、名簿から削除されても、再度同じ施設へ申込みをすることができます。

入所の意思があるけれども再申請せずに有効期限を過ぎてしまった場合は、改めて申込書を施設へ提出してください。

※有効期限後に申請書を提出した場合は、原則新規申込みの扱いとなります。

Q 4 有効期限が近づいたら、「お知らせ」などが送られてくるのか。

A 有効期限のお知らせはいたしません。

ただし、再申請がないまま有効期限を経過した方に対しては、「待機者名簿から削除する」旨の通知を施設からお送りします。引き続き入所の意思がある場合は、改めて申込書を施設へ提出してください。※Q3の回答も参考にしてください。

【上記の他、本件についてのお問い合わせ先】

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 施設整備・事業者指定係（03-3579-2253）